

菱風園ヘルパーステーション指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が開設する菱風園ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般のわたる援助を行う。

指定訪問介護：入浴、排泄、食事の介護、その他。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 菱風園ヘルパーステーション
- 二 所在地 群馬県桐生市浜松町1丁目3-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護福祉士1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。

- 二 サービス提供責任者 介護福祉士1名（管理者と兼務）
実務者研修修了者1名

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

- 三 訪問介護員等 介護福祉士1名（常勤・管理者と兼務）
実務者研修修了者1名（非常勤）
2級課程修了者8名（非常勤職員8名）

訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、土曜日・祝日は9時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等のための乗車・降車の介助

(利用料等)

※ 第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村から通知された、負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の額とする。

- 一 おおむね5キロメートル未満 100円
- 二 おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 200円
- 三 おおむね10キロメートル以上 300円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、桐生市、みどり市(大間々町及び笠懸町)、太田市(大原町及び薮塚町)、伊勢崎市、足利市(栃木県)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改正 平成30年8月1日